

施設園芸経営者の皆様へ

近年、台風や大雪などの自然災害が多発しています。農業用ハウスは経営に不可欠な生産施設です。

今後も起こり得る自然災害等に備えて、公的な保険制度である**農業保険**に加入しましょう！

農業保険では、**掛金の原則50%**（収入保険の積立金は75%）を国が負担します。

〔 災害対策は、農業保険への加入が基本です。特別な対策は、過去に例のないような甚大な気象災害が発生した場合に限られます。 〕

園芸施設共済と収入保険のセットでの加入をお勧めします！

<園芸施設共済>

- 自然災害等で**農業用ハウスや附帯施設が損壊**した場合に補償します。
- 共済掛金は**1.2%程度**（パイプハウスの本体の全国平均）です。
- **農業用ハウスを所有又は管理する農業者**が対象です。

<収入保険>

- 自然災害や価格低下などで、**農産物の販売収入が減少**した場合に補償します。
- 保険料率は**1.08%**（50%の国庫補助後）です。
- **青色申告をしている農業者**が対象です。

補償の充実や農家負担の軽減を図る措置を講じています。
[詳しくは、裏面をご覧ください。](#)



さらに詳しい内容については、お近くの農業共済組合又は農林水産省経営局保険課（03-6744-2175）へお問い合わせください。

園芸施設共済

(園芸施設が損害を受けた場合に補償します)

対象品目

ガラス温室、ビニールハウス、雨よけ施設等

※附帯施設及び施設内で栽培される農作物についても、農業者の選択により対象にできます



補償対象となる事故

風水害、ひょう害、雪害、その他気象上の原因（地震及び噴火を含む）による災害、火災、破裂、爆発、航空機の墜落及び接触、航空機からの物体の落下、車両及びその積載物の衝突及び接触、病虫害並びに鳥獣害

補償期間

共済掛金の支払日の翌日から1年間

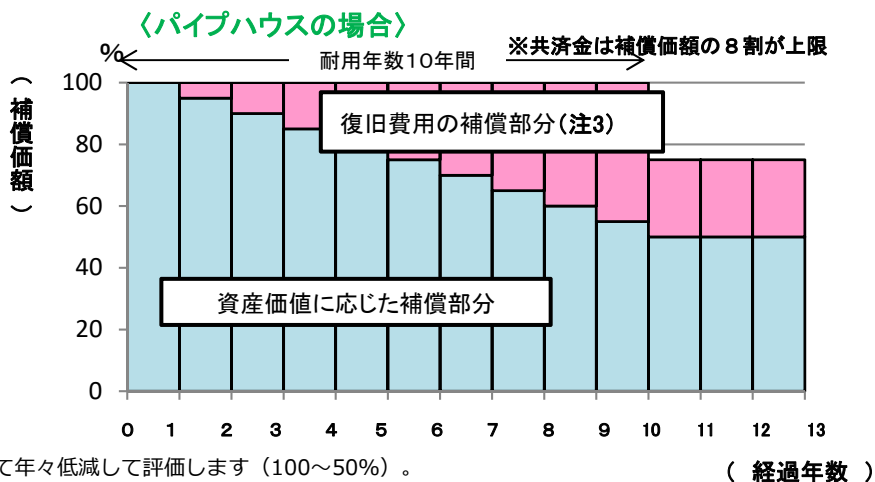
主な補償内容

施設が損害を受けた場合に、施設の資産価値(注1)の8割を上限に共済金を支払います(注2)。

※ 農業者の選択により、復旧費用の補償、撤去費用の補償も追加できます。

補償内容が拡充され、掛金は農業者ごとの共済金の受取実績に応じて決定されます

- ・ 共済金支払下限が、1棟ごとの損害額3万円または補償価額の10%から、3万円または5%に引き下げられ、**小さな被害でも共済金を受け取れるようになりました。**
- ・ また、共済金支払下限は、損害額3万円または補償価額の5%のほかに、新たに損害額10万円、20万円、50万円^{*}、100万円^{*}のうちから選択できるようになり、それに応じて**掛金負担を軽減することができるようになりました。**(※50万円及び100万円については、2019年9月から選択できるようになります。)
- ・ 2019年6月からは、農業用ハウスの経過年数が**耐用年数を相当程度経過した施設^{*}**は、**共済の対象から外すことができるようになりました。**(※耐用年数10年のパイプハウスであれば、25年経過。)
- ・ 1加入者ごと共済金額8千万円だった国庫補助が、**2倍の1億6千万円まで引き上げられました。**



(注1) 資産価値は、耐用年数の経過に応じて年々低減して評価します(100~50%)。

(注2) 1棟ごとに、損害の額が共済金支払下限を超えた場合に共済金を支払います。

(注3) 復旧費用の共済掛金は、農業者の全額負担となります。

(経過年数)

(19mmパイプハウス、耐久性軟質フィルム(被覆後1年未満)、付保割合8割)

試算例(10aあたり)

	設置後4年経過の施設 (資産価値276万円)		設置後10年経過の施設 (資産価値222万円)	
	本体のみ	本体+復旧費用	本体のみ	本体+復旧費用
農業者が支払う共済掛金	26,430円	29,082円	21,259円	24,574円
全損になった場合に支払われる共済金	220万円	250万円	178万円	214万円

※共済掛金には国の補助があります。上記「農業者が支払う共済掛金」は、国が補助した後の農業者の実負担額です。

(2019.4)